

横浜港における港湾事業継続計画（港湾 BCP）

感染症編 （初版）

令和 5 年 4 月

横浜港 B C P（感染症対策）協議会

策定、改訂等の履歴

版数	日付	事項	概要
1	令和 5 年 4 月 28 日	初版策定	・新型コロナウイルス等感染症発生時における、港湾機能継続のための行動計画

目 次

1. 基本方針	1
2. 本感染症BCPの摘要範囲	1
3. 感染症BCPの基本的考え方	2
(1) 感染症BCPの目標	2
(2) 本感染症BCPで対象とするケース、船舶	3
(3) 感染症BCPにおける対応の考え方	4
4. 本感染症BCPで想定する対応期間・流行段階	5
5. 実施体制	6
6. 貨物船・フェリー等に関するリスクと対応計画	7
6-1. 貨物船・フェリー等に関して想定されるリスク	7
6-2. 貨物船・フェリー等に関する対応計画	7
(1) 感染予防対策（流行段階毎）	9
(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）	13
7. 感染症が懸念される中での災害対応に関するリスクと対応計画	17
7-1. 災害対応に関して想定されるリスク	17
7-2. 災害対応に関する対応計画	20
(1) 感染予防対策（流行段階毎）	20
(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）	22
8. マネジメント計画	23
(1) 事前対策	23
(2) 教育・訓練	23
(3) 感染症BCPの見直し、改善	24

1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われる等、世界中の人々の日常生活や、社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や、貨物船の乗客・船員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大のおそれや、患者の搬送、船内消毒等のため、船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため、臨船検疫等感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においては、ほぼ100%を海外からの輸入に依存し、また、その貿易量の99.6%は船舶を利用する等、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

将来新型コロナウイルス等感染症が発生した場合において、感染拡大防止と、経済活動の両立が重要である。港湾においても、感染、またはその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、当該港湾の港湾機能を継続していくためにも、働く人々の感染防止策等の対応のあり方を予め明らかにし、危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、**港湾BCP（感染症編）**（以下「**感染症BCP**」という。）を位置付けるものとする。

2. 本感染症BCPの適用範囲

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「**新型コロナウイルス**」という。）を念頭に本感染症BCPを策定することとする。

なお、本感染症BCPは、新型コロナウイルスを始めその他の飛沫感染や接触を経路とするその他の感染症にも適用する。

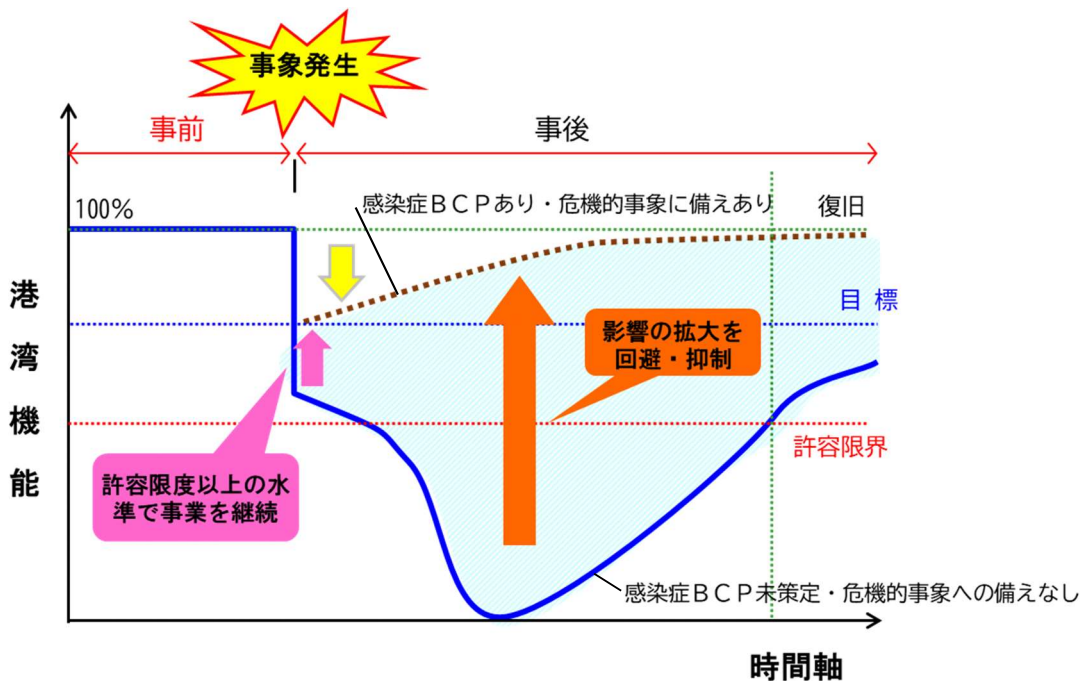
3. 感染症BCPの基本的考え方

(1) 感染症BCPの目標

港湾関係者や、入港船舶の乗客・船員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足や、オフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめとする国の関係官署、横浜市港湾局（港湾管理者）及びその他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止に繋がる。また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期間停泊し、係留施設の占有が長引く等、荷役が遅れるリスクも発生する。

本感染症BCPは、感染症によって横浜港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することなく、以降は、早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能が更に低下していく可能性があるため、本感染症BCPに基づいて、感染拡大防止策を迅速に講じることにより、横浜港における感染拡大を的確に抑制してゆくこととする。



図一 1 港湾における感染症BCPの概念

(2) 本感染症BCPで対象とするケース、船舶

本感染症BCPにおいては、港湾機能継続に影響を与えるケースとして、(a)感染症を発症、または疑いのある船員等が乗船する船舶の入港時と、(b)感染症が懸念される中での災害対応時を想定する。

ここで対象船舶は、人々の日常生活や社会経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とし、以下の船舶を対象とする(表-1参照)。

- ・物流の観点からは、国内外の貨物船(コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RORO船等)を対象とする(以下「貨物船」という。)
- ・旅客の観点からは、国内外のフェリー等の旅客定期航路を対象とする(以下、「フェリー等」という。)

(3) 本感染症BCPによらないケース

- ・クルーズ船等の旅客不定期航路(以下「クルーズ船等」という。)については、感染症の流行に伴い運航停止等の措置が取られることに鑑み、本感染症BCPの対象とはしない。ただしクルーズ船の長期停泊等が貨物船の運航等に及ぼす影響は踏まえて検討する。なおクルーズ船は「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和5年3月13日第9版、(一社)日本外航客船協会(JOPA))及び「国際クルーズ運航のための感染拡大予防ガイドライン」(令和5年2月27日第2版、日本国際クルーズ協議会(JICG))により運用された。

※将来新たな感染症対応の参考に新型コロナウイルス感染症対応時のガイドラインを記載する。

※この他横浜港を目的地としない船舶において、洋上で船員に感染者等が発生した場合の当該船舶の受入れや、船員交代のみを目的とした横浜港への寄港、その他緊急の用務で臨時に寄港する船舶については、本感染症BCPによらず別途関係省庁等との連携・協議の上対応を図るものとする。

表-1 本感染症BCPで対象とする船舶

	貨物船	フェリー等	クルーズ船等
国際航路	○	○	×
国内航路	○	○	×

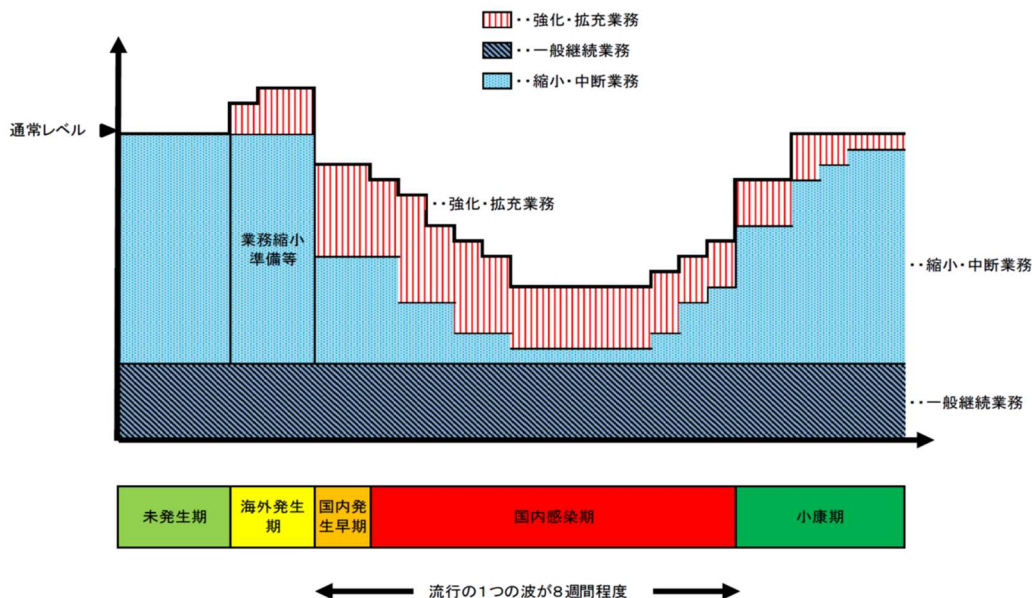
(4) 感染症BCPにおける対応の考え方

感染症の発生・拡大時においても港湾機能の継続を図る上では、各関係者が感染予防対策を講じることで、従業員等の安全確保を図るとともに、港湾活動を起点とした感染拡大を防止することが重要となる。適切な感染予防対策により、感染拡大のリスクを抑えることによって、船舶運航や港湾運送等の活動に必要な人員資源の不足や、船員・乗客に感染者・感染疑い者が発生した船舶の受入れ対応等による、港湾機能停滞のリスクが抑えられることになる。

また、船員や港湾労働者等に感染者・感染疑い者が発生した場合に備え、あらかじめ、関係者間の役割分担と対処手順を決めておくことで、感染拡大の防止を図るとともに、港湾機能の停止への影響を最小限にとどめ、港湾機能の継続を図ることが重要となる。

更に、感染症の場合、数ヶ月から数年にわたって事態が収束しない可能性もあり、対策を長期間にわたって実施する必要が想定されるとともに、不確実性が高い状況が続くと思われるため、情報を収集し、事態の深刻度に応じた適確な対策を実施する必要がある。

事業継続の観点からは、感染症の被害は、主に人の健康被害であること、感染症発生等により従業員が出勤できない事態も発生しうること、長期間にわたって対策実施が必要となること等を踏まえると、事業継続の問題は、主に、人的資源の確保・やり繰りの問題であり、各企業・組織内、同種企業間、業界団体、或いは、当該港湾の港湾活動に携わる全ての関係者間において、状況に応じた適切な対策が必要となる。人的資源が十分に確保できないような状況になれば、場合によっては、当該港湾における港湾機能の優先順位付けや絞り込みの検討まで含めた対応も必要となる。



※厚生労働省業務継続計画～新型インフルエンザ等対策編～（第2版）より引用

図－2 感染症BCPの概念

4. 本感染症BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症流行時の対応は今般の新型コロナウイルスでも見られたように長期的な対応も想定されることから、港湾における感染症のまん延防止及び事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

①未発生期

新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。

②海外発生期

海外で感染症が発生した事がニュース等で取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内での発生に備えた体制を整備する時期。感染症発症による港湾関係者への健康被害や、港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。

③国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡可能な状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と、防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾関係者において、感染者が発生することも想定した対応が必要となる。

④国内感染期

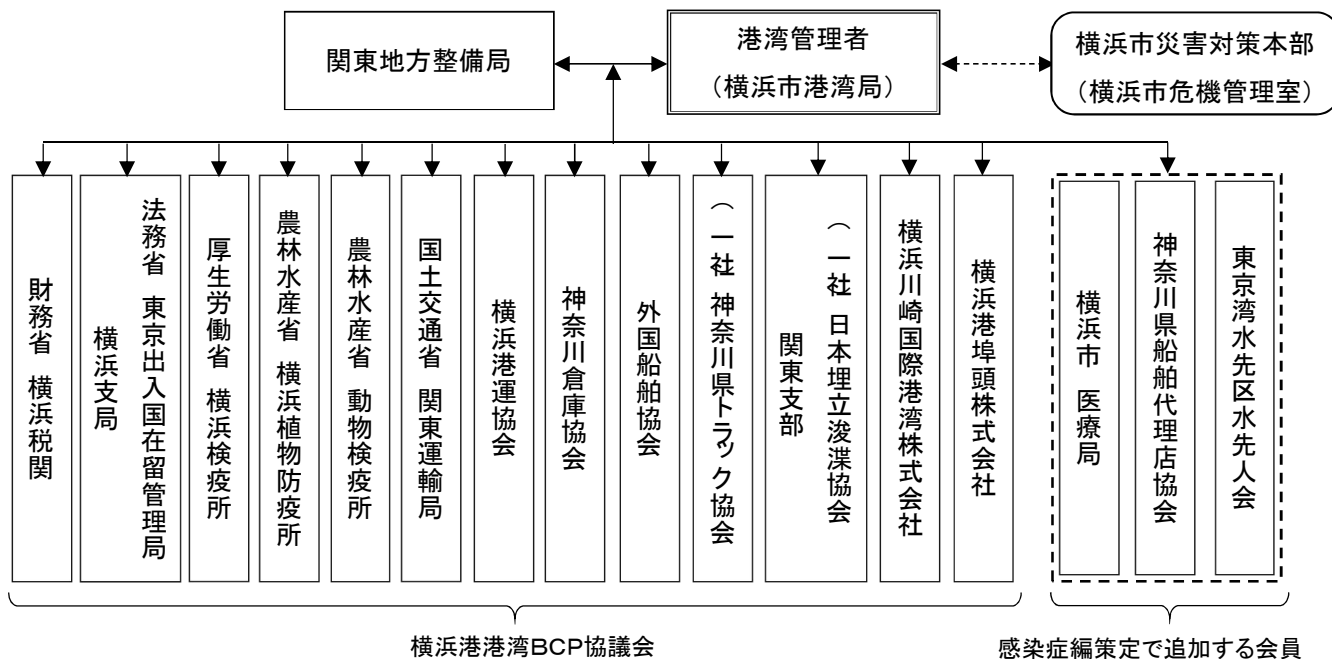
国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追跡不可能になった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。

⑤小康期

感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き、水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

5. 実施体制

「横浜港BCP（感染症対策）協議会」の実施体制については策定済みの「港湾BCPによる協働体制構築に関する横浜港連絡協議会」（以下、「横浜港港湾BCP協議会」という。）を活用した体制とする。



図－3 横浜港BCP（感染症対策）協議会の実施体制

表－2 横浜港BCP（感染症対策）協議会の構成員

国	関係団体
財務省 横浜税関	横浜港運協会
法務省 東京出入国在留管理局 横浜支局	神奈川倉庫協会
厚生労働省 横浜検疫所	外国船舶協会
農林水産省 横浜植物防疫所	(一社) 神奈川県トラック協会
農林水産省 動物検疫所	東京湾水先区水先人会
国土交通省 関東運輸局	(一社) 日本埋立浚渫協会 関東支部
市	横浜市 医療局
事務局	横浜川崎国際港湾株式会社
	横浜港埠頭株式会社
	神奈川県船舶代理店協会

6. 貨物船、フェリー等に関するリスクと対応計画

6-1. 貨物船、フェリー等に関して想定されるリスク

想定されるリスクは、港湾活動を起因とした国内外への「感染拡大リスク」と、感染拡大による「港湾機能停滞リスク」（災害対応の場合は「災害対応遅延リスク」）とする。

各流行段階において想定される感染拡大リスク及び港湾機能停滞リスクは、以下のようなものが考えられる。

【貨物船】

① 未発生期

- ・特記事項なし。

② 海外発生期

（感染拡大リスク）

- ・外航の貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク

（港湾機能停滞リスク）

- ・港湾関係の労働者が感染回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船にサービスを提供できないリスク〈※②海外発生期～⑤小康期〉
- ・船員の感染により外航貨物船が自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②海外発生期～④国内感染期〉
- ・検疫が長時間に及ぶことにより、外航貨物船が岸壁を長時間占有し後続船の着岸や荷役に影響するリスク〈※②海外発生期～④国内感染期〉

③ 国内発生早期

（感染拡大リスク）

- ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク〈※③国内発生早期～④国内感染期〉

（港湾機能停滞リスク）

- ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク〈※③国内発生早期～④国内感染期〉（特に緊急物資輸送時に留意）

④ 国内感染期

（感染拡大リスク）

- ・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク

⑤ 小康期

(感染拡大リスク)

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク
- ・外航の貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

【フェリー等】

フェリー等の旅客定期航路は横浜港ではマリーンルージュ、シーバス、伊豆七島に向かう航路等がある。国際フェリー、外航旅客定期航路は就航していない。

① 未発生期

- ・特記事項なし

② 海外発生期

- ・特記事項なし

③ 国内発生早期

(感染拡大リスク)

- ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク

(港湾機能停滞リスク)

- ・フェリー等の船員、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク〈※③国内発生早期～④国内感染期〉

④ 国内感染期

(感染拡大リスク)

- ・国内フェリー等の利用により国内感染が拡大するリスク

⑤ 小康期

(感染拡大リスク)

- ・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

6-2. 貨物船、フェリー等に関する対応計画

(1) 感染予防対策（流行段階毎）

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは、「8. マネジメント計画」を参照すること。

② 海外発生期

横浜港BCP（感染症対策）協議会構成員は感染拡大予防に関する各種ガイドライン・通知等の再周知及びそれに基づく対策を実施し徹底を図る。

国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）は、横浜市医療局や、横浜検疫所、東京出入国在留管理局横浜支局、横浜税関、関東運輸局（以下「防疫関係機関」という。）との連携のもとに、感染症発症時の典型的な症状等の感染症の特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、必要に応じ「横浜港BCP（感染症対策）協議会」の場等を通じた情報共有を実施する。

海外からの渡航者又は船員若しくはそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、国土交通省関東地方整備局、横浜市港湾局（港湾管理者）、横浜川崎国際港湾(株)、横浜港埠頭(株)、横浜船主会、外国船舶協会、横浜港運協会、神奈川倉庫協会、神奈川県トラック協会、東京湾水先区水先人会（以下、「港湾管理者等」）は、船舶運航や港湾荷役に関わる船社、船舶代理店、港湾運送事業者、港湾運送関連事業者、陸上運送事業者、倉庫等物流施設・ターミナル施設等関係事業者等（以下「船社・港湾運送事業者等」という。）に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示や、アナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請する。あわせて、港湾管理者等は、船社・港湾運送事業者等に対し、感染もしくは感染が疑われる症状を有する者（感染者等）が判明した場合の防疫関係機関への報告及び当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置の実施について、再周知・徹底を図る。

また、国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）は横浜港BCP（感染症対策）協議会構成員との連携のもとに港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒薬、検温器、その他の予防・防疫資器材について、備え置き状況の把握に努める。

③ 国内発生早期

国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）は、防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や、予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、必要に応じ、「横浜港BCP（感染症対策）協議会」の場等を通じた情報の共有・更新を強化する。

港湾管理者等は、船社・港湾運送事業者等に対し、ターミナル等における感染予防措置や、検温、マスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、船社・港湾運送事業者等に対し、感染もしくは感染が疑われる症状を有する者（感染

者等)が判明した場合の防疫関係機関への報告及び当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置の実施について、再周知・徹底を図る。

また、国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局(港湾管理者)は横浜港BCP(感染症対策)協議会構成員との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な、予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

④ 国内感染期

国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局(港湾管理者)は、防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や、予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、必要に応じ「横浜港BCP(感染症対策)協議会」の場等を通じた情報の共有・更新を強化する。

港湾管理者等は、船社・港湾運送事業者等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温、マスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、船社・港湾運送事業者等に対し、感染もしくは感染が疑われる症状を有する者(感染者等)が判明した場合の防疫関係機関への報告及び当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置の実施について、再周知・徹底を図る。

また、国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局(港湾管理者)は横浜港BCP(感染症対策)協議会構成員との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防・防疫措置及び感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これらの措置に必用な予防・防疫資器材、隔離等施設及び要員の過不足の状況把握に努め、必要に応じ他港も含めた相互融通のための調整を行う。

港湾管理者等は船社・港湾運送事業者等に対し、船舶の運航業務に関わる職員への感染症対策の徹底、職員に感染者が発生した場合においても感染拡大を最小限に抑えるよう業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化等の対策により業務継続性を維持できるような勤務体制の確保を要請する。

⑤ 小康期

感染又はその疑いのある者が乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、港湾管理者等は引き続き船社・港湾運送事業者等に対し、ターミナル等における感染予防措置や、検温、マスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスター掲示や、アナウンスの継続等を要請する。

また、横浜港BCP(感染症対策)協議会構成員は、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じ感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行う。あわせて国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局(港湾管理者)は、その他の横浜港BCP(感染症対策)協議会構成員との連携のもと、必要に応じ本感染症BCPの修正を実施する。

※上記「(1)感染予防対策(流行段階毎)」の概略を表-3に示す。

表-3 各流行段階における対応方策

凡例：●実施 ○関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）との連携 △関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）より情報共有（必要に応じ共有）

対応	フェーズ				関東地方整備局 横浜市港湾局 (港湾管理者)	横浜市医療局	横浜検疫所 東京出入国在留管 理局横浜支局 横浜税関 関東運輸局	動物検疫所 横浜植物防疫所	横浜川崎国際港湾(株) 横浜港埠頭(株)	横浜船主会 外国船舶協会 横浜港運協会 神奈川県倉庫協会 神奈川県トラック協会 東京湾水先区水先人会
	海外 発生期	国内 発生早期	国内 感染期	小康期						
自らの感染予防対策(*1)	→				●	●	●	●	●	●
海外・他港等の 情報収集・情報 共有	感染発生事例（海外、国内他 港）や予防・防疫措置の情報 収集	→			●	○	○	—	—	—
	横浜港 BCP（感染症対策）協議 会構成員等への情報共有(*3)	→			●	△	△	△	△	△
船社・港湾運送 事業者等(*2)へ の防疫措置等実 施の要請	検温やマスク着用等の所要の 防疫措置実施の要請	→			●	—	—	—	○	○
	感染予防に係るポスター掲示 やアナウンス実施の要請	→		→	●	—	—	—	○	○
	船社・港湾運送事業者等への 感染者等判明時の所要措置実 施の再周知・徹底	→			●	—	—	—	○	○
措置実施に必要な 資器材の確保	対策実施状況の把握		→		●	—	○	○	○	○
	予防・防疫資器材の備え置き 状況の把握	→			●	—	○	○	○	○
	資器材の相互融通の調整、他 港との相互融通		→		●	—	—	—	—	—
船社・事業者等 への業務継続体 制確保の要請	ローテーション勤務や職務の 代替性強化の要請		→		●	—	—	—	○	○
対策の見直し	感染症の予防、防疫資器材の 補充や対応の見直し			→	●	—	●	●	●	●
	本感染症BCPの修正			→	●	○	○	○	○	○

*1：国土交通省海事局からの通達（「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」）や、各業界団体の感染予防対策ガイドライン等に準じた措置を実施。

（業界団体ガイドライン）・港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン（日本港運協会、令和4年11月30日第8版）

- ・クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン（日本港湾協会、令和4年11月15日第8版）
- ・新型コロナウイルス（COVID-19）に関するガイダンス（日本船主協会、令和5年1月31日第7版）
- ・内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本内航海運組合総連合会、令和5年1月10日改定）
- ・外航旅客船（定期航路事業）事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会、令和4年10月28日第3版）
- ・外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本外航客船協会、令和5年3月13日第9版）
- ・旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本旅客船協会、令和5年2月1日第5版）
- ・新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（日本船舶代理店協会、令和5年2月2日改定）
- ・新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（外航船舶代理店業協会、令和5年1月30日改定）

*2：船社・港湾運送事業者等は、船舶運航や港湾荷役に関わる、船社、船舶代理店、港湾運送事業者、港湾運送関連事業者、陸上運送事業者、倉庫等物流施設・ターミナル施設等関係事業者等。

*3：横浜港BCP（感染症対策）協議会等の場を通じた情報共有。

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

船社及び船舶代理店（以下「船社等」）は、船員や乗客に感染者等が発生した場合、外航船では横浜検疫所、東京出入国在留管理局横浜支局及び横浜税関、内航船では最寄りの保健所に連絡を行い、関東運輸局に報告するとともに、濃厚接触の可能性のある関係事業者に対して適宜情報共有を行う。あわせて、船社等は、横浜検疫所、または保健所と対応を相談し、検疫所、または保健所の指示に従い、適宜他の船員等の濃厚接触者の隔離や、健康観察、船内の消毒等所要の措置を講じる。防疫関係機関及び横浜川崎国際港湾（株）並びに横浜港埠頭（株）は、船員や乗客に感染者等が発生した場合、以下の対応を講じる。

【外航の貨物船又はフェリー等の船員に感染者等が発生した場合】

- ・外航の貨物船又はフェリー等において感染者等が発生した場合には、「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針」（令和2年9月18日、新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG）に基づく対応を行う。
- ・また、国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）は、感染者等の発生情報や、発生事案及び対応状況に関する情報をとりまとめ、必要に応じその他の横浜港BCP（感染症対策）協議会構成員等へ情報共有を実施する。

【内航の貨物船又はフェリー等の船員に感染者等が発生した場合】

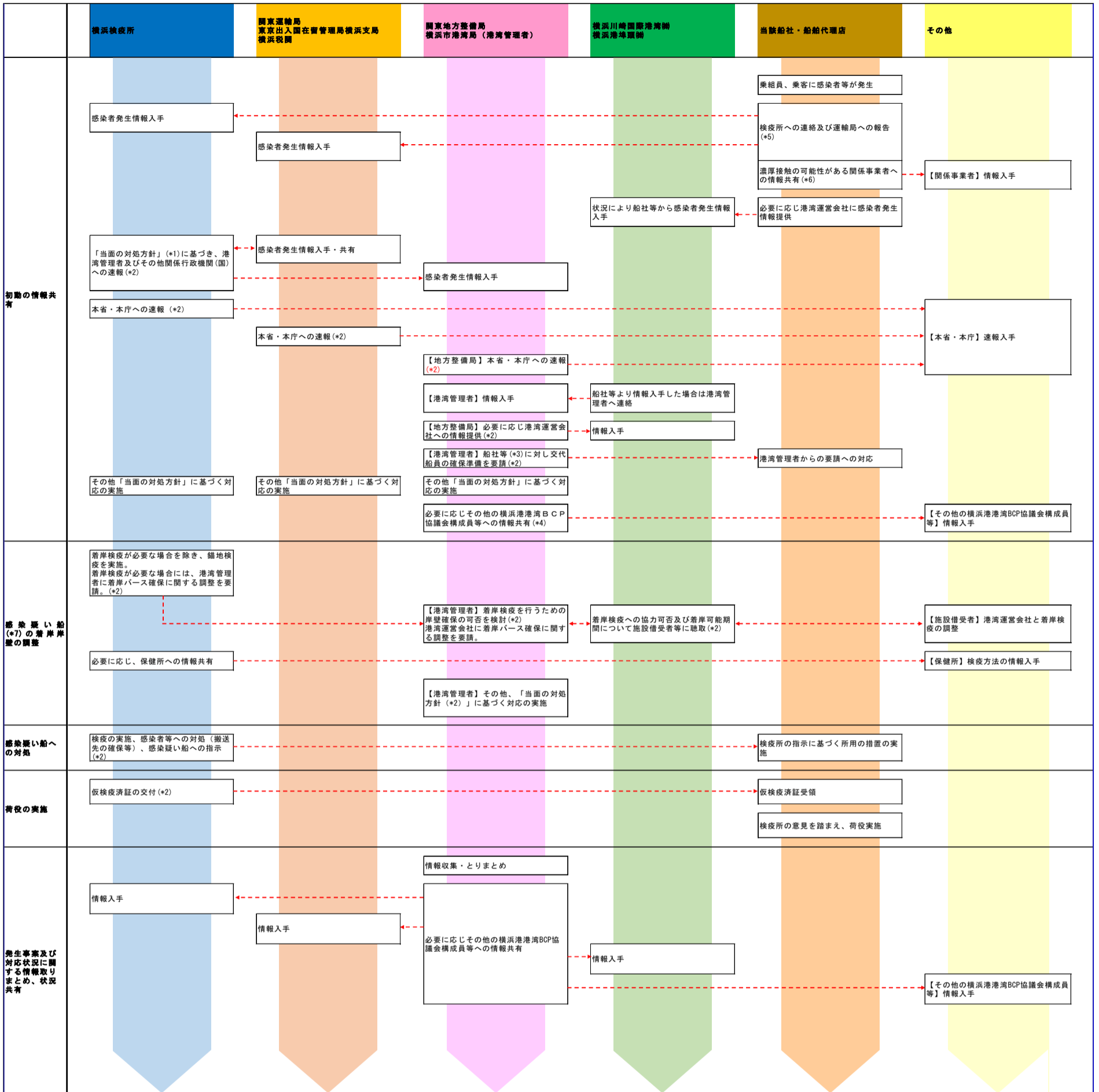
- ・内航の貨物船又はフェリー等において感染者等が発生した場合には、外航の貨物船又はフェリー等の場合に準じた対応を行う。

港湾運送事業者、港湾関連運送事業者（以下「港湾運送事業者等」という。）は、従業員に感染者等が判明した場合には、最寄の保健所に連絡を行うとともに、濃厚接触の可能性のある関係事業者に対して適宜情報共有を行う。あわせて、港湾運送事業者等は横浜市港湾局（港湾管理者）に対し適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

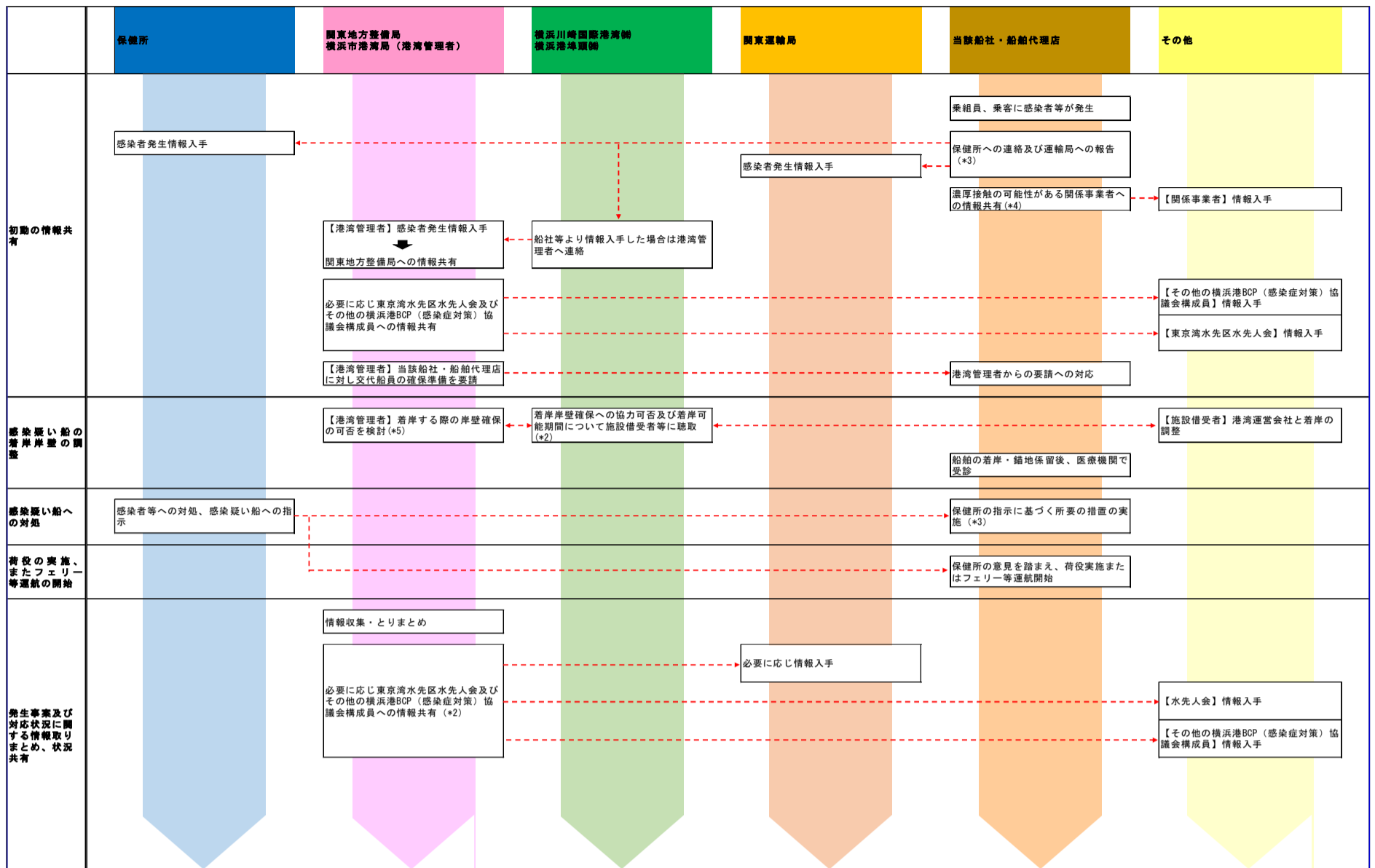
- ・水際対策の徹底は、他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は、防疫関係者の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」・「迅速」・「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のこととして、「安心」の確保にも努める必要がある。

表-4 感染者等が発生した場合の対応（外航の貨物船及び外航のフェリー等の船員に感染者等が発生した場合）



- *1: 「当面の対処方針」とは、「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針」（令和2年9月18日、新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG）を指す。
- *2: 「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針」（令和2年9月18日、新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG）に基づく対応。
- *3: 船社等は、船社及び船舶代理店。
- *4: 横浜港港湾BCP協議会の場等を通じた情報共有。
- *5: 「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について」（令和2年5月11日、国土交通省海事局安全政策課）に基づく対応。
- *6: 「船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の感染拡大防止のための関係者との情報共有について（要請）」（令和2年9月14日、国土交通省海事局外航課・内航課、国土交通省港湾局港湾経済課）に基づく対応。
- *7: 「感染疑い船」とは、新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検査所の判断により無線検査によらない検査（錨地検査又は着岸検査）を行うこととされた外航貨物船をいう。
 「感染船」とは、我が国での検査（新型コロナウイルスに関する検査）の結果、船員の新型コロナウイルスへの感染が確認された外航貨物船をいう。
 「感染疑い船等」とは、感染疑い船及び感染船をいう。

表-5 感染者等が発生した場合の対応（内航の貨物船及び内航のフェリー等の船員に感染者等が発生した場合）



*1：船社等は、船社及び船舶代理店。

*2：横浜港港湾BCP協議会の場等を通じた情報共有。

*3：「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について」（令和2年5月11日、国土交通省海事局安全政策課）に基づく対応。

*4：「船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の感染拡大防止のための関係者との情報共有について（要請）」（令和2年9月14日、国土交通省海事局外航課・内航課、国土交通省港湾局港湾経済課）に基づく対応。

*5：「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針」（令和3年6月17日一部改訂、新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG）に基づく対応。

7. 感染症が懸念される中での災害対応に関するリスクと対応計画

国土交通省関東地方整備局、横浜市港湾局（港湾管理者）及び日本埋立浚渫協会等の災害対応を行う者は、感染症発生時に地震・台風等の災害復旧活動を行う際は以下に留意する。

7-1. 災害対応に関して想定されるリスク

想定されるリスクは、港湾活動を起因とした国内外への「感染拡大リスク」と、感染拡大による「港湾機能停滞リスク」（災害対応の場合は「災害対応遅延リスク」）とする。

各流行段階において想定される感染拡大リスク及び災害対応遅延リスクは、以下のようなものが考えられる。

- ① 未発生期
 - ・ 特記事項なし。

- ② 海外発生期
 - （感染拡大リスク）
 - 海外からの支援に起因する感染症リスク
 - ・ 海外から被災地支援等を目的とした船舶が横浜港へ着港した場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク
 - （災害対応遅延リスク）
 - 貨物船・フェリー等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク
 - ・ 被災地港湾（横浜港）に係留中の貨物船・フェリー等から感染者が発生し、出港できずに岸壁を長期間占有することで横浜港での支援船舶の受け入れが困難になるリスク〈※②海外発生期～④国内感染期〉

- ③ 国内発生早期
 - 被災状況調査・TEC-FORCE¹等による支援に関するリスク
 - （災害対応遅延リスク）
 - ・ 被災地に感染症が発生しており、派遣の見送りや支援活動の制限から被災状況調査・TEC-FORCE等による横浜港への支援等が実施出来ないリスク
 - （感染拡大リスク）
 - ・ 横浜港における被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染症が被災地及び派遣部隊の双方に発生するリスク
 - ・ 港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した横浜港への支援により、感染症が拡大するリスク

¹ TEC-FORCE とは、国土交通省緊急災害対策派遣隊の略称であり、大規模な自然災害が発生した場合に派遣され、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等に取り組み、地方公共団体を支援する派遣部隊。

- ・ TEC-FORCE・リエゾン派遣職員²・災害協力協定団体からの横浜港への派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク

○港湾利用面に関するリスク

(港湾機能停滞リスク)

- ・ 災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、横浜港における港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○海外からの支援に起因する感染症リスク

(感染拡大リスク)

- ・ 海外から被災地支援等を目的とした船舶が横浜港へ着港した場合、派遣部隊に感染症感染者等が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク

(災害対応遅延リスク)

- ・ 被災地に感染が発生しており、海外から横浜港への支援船を感染回避のために港湾に待機させ支援活動ができないリスク

④ 国内感染期

○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク

(災害対応遅延リスク)

- ・ 被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による横浜港への支援等が実施できないリスク

(感染拡大リスク)

- ・ 横浜港における被災状況調査や、災害復旧活動の実施により、感染が広域に拡大するリスク
- ・ 横浜港における港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク
- ・ TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの横浜港への派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場等で感染症をまん延させるリスク

○港湾利用面に関するリスク

(港湾機能停滞リスク)

- ・ 災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、横浜港における港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク

○海外からの支援に起因する感染症リスク

² リエゾン派遣職員とは、地方公共団体等の被害状況や支援ニーズを把握し、地方整備局等への報告のほか、状況に応じて技術的助言を実施するために、国土交通省より地方公共団体に派遣する情報連絡員。

(感染拡大リスク)

- ・ 海外から被災地支援等を目的とした船舶の横浜港への派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や海外に流出するリスク

(災害対応遅延リスク)

- ・ 被災地に感染がまん延しており、海外からの横浜港への支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク

⑤ 小康期

(感染拡大リスク)

- ・ 措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク

7-2. 災害対応に関する対応計画

(1) 感染予防対策

① 未発生期

未発生期における感染症への備えは、「8. マネジメント計画」を参照すること。

② 海外発生期

横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局、日本埋立浚渫協会は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温を行うとともに、派遣部隊に対し、感染対策及び検温の実施を要請する。横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局は、支援船の着岸バース調整を行う。

③ 国内発生早期

横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局、日本埋立浚渫協会は、災害対応従事者の感染対策（マスク着用、テレビ会議による三密回避等）、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や、打合せにおける滞在時間の縮小を行う。あわせて、派遣部隊に対し、感染対策及び検温の実施、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を要請する。

横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局は、支援船の着岸バース調整を行う。国土交通省関東地方整備局においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

④ 国内感染期

③国内発生早期と同じ対応を行う。

⑤ 小康期

国土交通省港湾局により、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂がなされた場合は、横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局は、日本埋立浚渫協会との連携のもと、必要に応じ本感染症BCPの修正を実施する。また、横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局、日本埋立浚渫協会は、感染予防対策用品の補充を実施する。

表－6 各流行段階における対応方策

凡例：●実施 ○港湾管理者との連携

対応	フェーズ				横浜市港湾局 (港湾管理者)	関東地方整備局	日本埋立浚渫協会 (関東支部)	
	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期				
感染拡大予防対策	災害対応従事者(*1)の感染対策(*2)					●	●	●
	災害対応従事者の検温					●	●	●
	屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小					●	●	●
	派遣部隊への感染対策、検温等の要請					●	●	●
	オンラインでのリエゾン対応					—	●	—
支援船のバース調整					●	○	—	
本感染症BCPの修正					●	●	○	
感染予防対策用品の補充					●	●	●	

*1：災害対応従事者は、国土交通省からの TEC-FORCE やリエゾン派遣職員、災害協力協定団体からの派遣職員、被災地側の災害対応従事者（行政関係者、建設会社従業員等）。

*2：「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」（日本埋立浚渫協会・日本港湾空港建設協会連合会、日本潜水協会、日本海上起重技術協会・全国浚渫業協会、令和3年11月1日改定）に準じた対策。

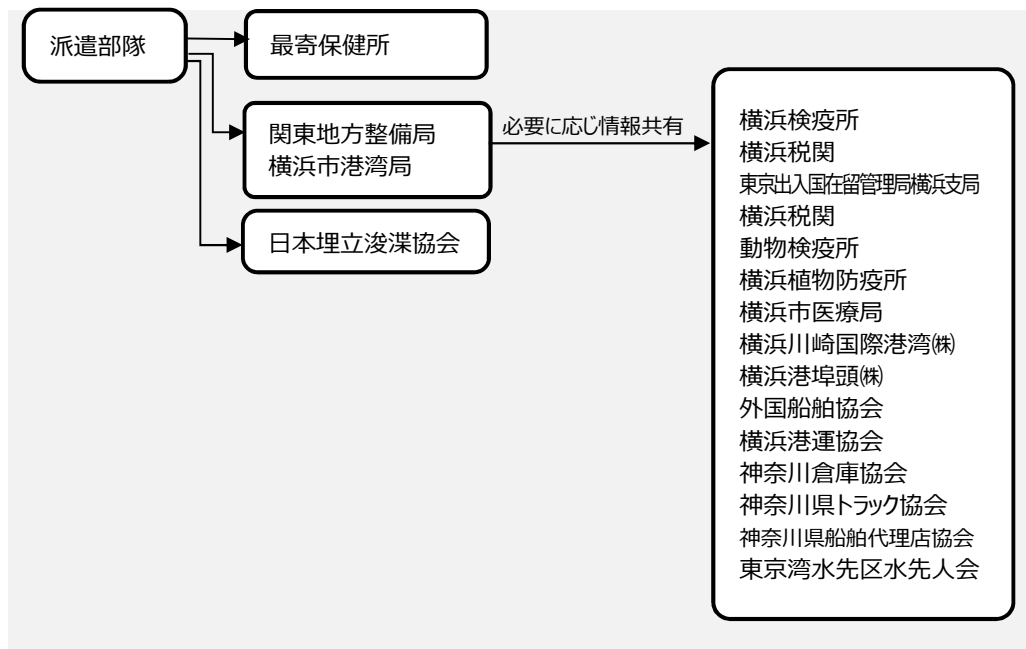
(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

派遣部隊に感染者等が発生した場合、及び派遣部隊と接触した可能性がある被災地側の災害対応従事者に感染者等が発生した場合、派遣部隊は保健所に連絡を行うとともに、横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局、日本埋立浚渫協会に連絡する。横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局、日本埋立浚渫協会は、その他の横浜港BCP（感染症対策）協議会構成員等に対して適宜情報共有を行う。あわせて、横浜市港湾局（港湾管理者）、国土交通省関東地方整備局、日本埋立浚渫協会は、保健所等防疫関係者と対応を相談し、濃厚接触者である他の災害対応従事者や、船員・荷役関係者等の隔離や、PCR検査を早急に行う等の感染防止対策の徹底を図る。また、国土交通省関東地方整備局は、被災地における感染状況については、派遣部隊受入港湾の港湾BCP協議会（及び水際・防災対策連絡会議）において適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について、特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」・「迅速」・「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のこととし、「安心」の確保にも努める必要がある。

【派遣部隊に感染者等が判明した場合】



図－４ 感染者等が発生した場合の初動の情報共有の流れ（災害対応）

8. マネジメント計画

港湾活動は、多岐に渡る関係者間の高度なネットワークにより支えられており、感染症の流行により行政機関、民間事業者等さまざまなネットワークが途切れると、港湾機能が麻痺する可能性がある。感染症対策は長期化する可能性もあり、長期間対応の継続が可能な体制を日常から整えておく必要がある。

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析、及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し、本感染症BCPのマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置等を、あらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

(1) 事前対策

【貨物船・フェリー等編】

国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）は、横浜港BCP（感染症対策）協議会の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。

国土交通省関東地方整備局及び横浜市港湾局（港湾管理者）は、国内外における感染症発生動向を常に注視するとともに、必要に応じて、船員が感染した場合に備え、貨物船・フェリー等における配乗条件の把握等の受入条件等の確認をあらかじめ行い、感染症発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で、感染症対策や感染症の予防・防疫資機材の準備³を行う。

また、その他の横浜港BCP（感染症対策）協議会構成員は、海外感染期に入った時点で、本感染症BCPの「6-2. 貨物船・フェリー等に関する対応計画」及び「7-2. 災害対応に関する対応計画」に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体的な対処行動を文書化し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制等の措置を講じなければならなくなった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

【災害対応編】

横浜市港湾局（港湾管理者）及び国土交通省関東地方整備局は、以下について事前に調整を行う。

³ 地方整備局等、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等の連携の下に、サーモグラフィや防護服、マスク、ゴーグル等衛生用品等の感染予防対策用品の備蓄状況の把握や消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所、動線等の確認（検疫所や保健所と調整が必要）等。特に、国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内またはターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討が重要。

- ・ 連絡体制の構築及び、感染症発生時における応援協力方針に関する認識の共有。
- ・ 感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ・ 感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・ 感染症の感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計等の観測機器等による遠隔地からの状況把握や、テレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・ 被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
- ・ 複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及びP D C A⁴による実効性向上。
- ・ 防護服、マスク、ゴーグル等衛生用品感染予防対策用品の確保。
- ・ 災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整。

（２）教育・訓練

横浜港BCP（感染症対策）協議会構成員は、横浜港保健衛生管理運営協議会が実施している関係機関が連携した感染症訓練への参加や、横浜港港湾BCP協議会が実施する地震・風水害等における港湾BCPの訓練の場の活用等、港湾において感染症が発生した際の訓練を定期的を実施することとする。特に、海外発生期や、国内感染期については、各流行段階において想定されるリスクを踏まえ、あらかじめ文書化した対応計画に基づいて訓練を行うこととする。また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と、本感染症BCPに基づく感染者等が発生した場合の対応等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや、港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を定期的（毎年１回程度）に設けるものとする。

表－７ 横浜港で実施する訓練一覧

訓練の種類	概要	主体	頻度
実働訓練	感染症対策総合訓練	横浜港保健衛生管理運営協議会 (事務局：横浜検疫所)	年１回
机上訓練	港湾BCP訓練	横浜港港湾BCP協議会 (事務局：関東地方整備局 横浜市港湾局)	年１回程度

⁴ 品質管理等業務管理における改善方法の１つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

(3) 感染症BCPの見直し、改善

本感染症BCPの実効性を向上させるため、PDCAサイクルの考え方に沿って、8. (2) で実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果、及び協議会構成団体の感染症BCP等に基づき、適宜、本感染症BCPの見直し・改善を行う。また、本感染症BCPが発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階において本感染症BCPに基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて、機動的に本感染症BCPの修正を行うこととする。

なお、本感染症BCPでは横浜港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や、患者の搬送先の確保等、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である国土交通省関東地方整備局等とも連携の上、必要に応じて、広域的な連携方策についても検討する。また、本感染症BCPは港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる、横浜港利用船舶の船舶運航会社等の関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で、適宜、本感染症BCPに的確に反映していくこととする。